

令和 8 年度

川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業

公募要領

お問合せ先

TEL : 044-200-2324

受付時間 9 : 00～17 : 00（土日祝日年末年始を除く）

FAX : 044-200-3920

MAIL : kawasaki-model-support@tohatsu.co.jp

川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業事務局
（有限責任監査法人トーマツ）

令和 8 年 6 月

※令和 8 年 7 月 2 1 日修正（変更箇所は赤字で表示しています）

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

1. 事業目的

我が国の中小企業において人手不足は大きな課題となっています。中小企業庁「2025 年版中小企業白書」では、「人材が不足している」と回答した中小企業は全体の 63.4%となっています。また、川崎市が実施した「令和 6 年度労働白書」における雇用人員の過不足状況の調査では、建設業、運輸・郵便業、医療・福祉業等の業種で人手不足が顕著な状況となっています。

このような状況を踏まえ、本事業では、市内中小企業等の人手不足の課題解決に資する有効かつ先進的で、市内企業への横展開による波及効果が見込まれる取組をモデル事業として採択し、実証等に係る費用を支援します。併せて、事業の推進に係る進捗管理や助言等のサポートを通じて先進事例を創出し、その成果を情報発信すること等により、市内中小企業の産業競争力の強化を推進します。

2. 事業概要

市内中小企業等における人手不足対策を推進するため、先進性が高く、波及効果が見込まれる事業プラン（モデル事業）を募集し、「人手不足対策モデル事業」として選定します。選定されたモデル事業については、事業実施に係る費用の全部又は一部を支援するとともに、事業の目標達成に向けた進捗管理・助言等の伴走支援を行います。

募集期間

令和 8 年 6 月 22 日（月）～令和 8 年 7 月 ~~27 日~~（月） **31 日（金）**

募集件数・支援上限額

・採択予定件数：2 件

・支援上限額：1 件あたり 250 万円（税込）

※ 補助率は対象経費の 100%です。なお、事業費全体としてのこの上限額を超えている事業も提案可能です。

※ 採択された事業内容や予算状況に応じて、支援額が減額となる場合があります。

モデル事業の実施期間

採択後～令和 9 年 2 月末日

※ 実施期間内に事業を完了させ、必要書類を提出する必要があります。

※ 事業開始日は 9 月を予定しております。

※ 応募様式に記載する実施スケジュールは、令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月末日としてください。

3. 応募資格

申請者は次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) **中小企業者**（※1）であること。ただし、次に該当する場合を除く。
- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っているもの
- (イ) みなし大企業（※2）
- (ウ) 政治団体
- (エ) 宗教上の組織又は団体
- (2) **川崎市内に事業所**（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）があること。
- (3) **川崎市税**（法人は法人市民税、個人事業主は個人市民税を指す。以下同じ。）の**納税義務者**であること。
- (4) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (5) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及び暴力団員でないこと。代表者又は役員の中に暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (8) 本事業は、複数企業による共同申請及び団体からの応募を可能とし、共同参画企業又は団体の構成員には川崎市外の事業者を含むことができる。ただし申請に当たっては、応募資格を満たす市内企業を代表企業とし、事業の主体は代表企業が有すること。
- (9) 川崎市または他の公的機関から本事業への申請内容と同一内容、同一経費の補助を受けていないこと。

※1 中小企業者

次の表の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす企業又は個人事業主を指す。（中小企業基本法第2条第1項による）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業（ソフトウェア業、情報 処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は資本金3億円以下または従業員数900人以下
- ・ 旅館業は資本金5,000万円以下または従業員数200人以下

- ・ ソフトウェア業又は情報処理サービス業は資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下

※2 みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指す。

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

以下同じ。）が所有又は出資している事業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有又は出資している事業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている事業者

4. 対象となる事業

本事業は、市内中小企業等の人手不足対策に資する取組として、次の 3 つのタイプのいずれかに基づき御提案ください。（※複数に当てはまるものも可）

類型	内容
①多様な人材活用型	高齢者・外国人・障害者・副業・兼業人材等の多様な人材の活用により、人手不足の課題解決を目指す事業 ※従来の手法にとらわれない仕組み作り等により、多様な人材が活躍する機会の拡大や受入体制の充実など、多様な人材の新たな活用方策の創出に繋がる事業
②プラットフォーム構築型	資材・人材のシェアリング、共同購買等の仕組みを構築し、人手不足の課題解決や業務効率化を目指す事業 ※従来の手法にとらわれない仕組みにより、業界団体や異業種を含む複数企業が連携・協働し、人手不足の課題解決に向けて相乗効果による価値創出を図る事業
③デジタル活用・DX 推進型	データやデジタル技術の活用による効率化等を通じて、人手不足の課題解決を目指す事業 ※既存システムの単純な導入に留まらず、業務プロセスの変革や企業や業界が抱える特有の課題解決を可能にし、同業他社や業界の改革など新たな価値創出に繋がる事業

5. 主な支援内容

経費支援

モデル事業の実施に係る対象経費の全部又は一部を、事務局を通じて川崎市が負担します。

(1) 対象経費

モデル事業の推進に必要な経費のうち、「6. 対象経費」のとおりです。

(2) 対象期間

採択日から令和9年2月末日までこの期間内に原則として納品・検収が完了し、かつ、支払いが完了している必要があります。なお、利用期間が複数年度にわたるリース契約やクラウドサービスの利用料等をまとめて対象期間内に支払った場合でも、経費支援の対象となるのは対象期間分の日割り（月割り）額となります。また、クレジットカードによる支払は、原則採択事業者の法人名義のカードによるもので、事業完了日までに口座からの引き落としが確認できることが必要となります。また、手形や小切手、ポイントにより支払った経費等は支援対象外となります。

(3) 採択額

提出された応募書類や予算総額を踏まえて川崎市が決定します。

(4) モデル事業の終了後、川崎市及び事務局が内容を確認し、採択額を上限に申請者に支払います。

モデル事業の推進支援

(1) 個別支援・技術的助言

各支援事業1件あたり、専門家を1名程度派遣し、月2、3回程度のアドバイス支援を行います。あわせて、ロードマップ等を明確化したうえで、事業者の現状課題把握や、人手不足対策の具体的な手法立案等に関する助言を行います。

(2) マッチング支援

事業の目標達成に向けて効果的な工夫を行うとともに、必要に応じて専門人材の活用や、マッチング先の提案・紹介等を適宜行います。

(3) 情報発信支援

モデル事業の成果報告会の開催等により、モデル事業を広く情報発信します。

6. 対象経費

対象経費は、次のとおりとします。

区分	内容
ニーズ調査費用	特許及び実用新案の調査・取得に要する費用 (弁理士等への謝金を含む)
	ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用
	技術評価に要する経費
開発関係費用	ハードウェア関連
	原材料・副資材の購入(原則5万円(税込み)未満のものに限る)
	工具・器具・資料等の購入費(5万円(税込み)未満のものに限る)

	機械装置等のリース料（ <u>リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円（税込み）未満のものに限る</u> ）
	外注加工費（デザイン費等を含む）
	開発・改良に係るその他必要経費
	ソフトウェア関連
	外部ベンダー等（モデル事業への参画メンバーを除く）への外注費
	開発環境・ツール等の利用料
	開発・改良に係るその他必要経費
実証関係費用	安全対策費（保険料・機器試験料・保安警備料等）
	謝礼等（モニターや協力施設等への謝金、その他物品を含む）
	会場使用料等
	機器賃借料（クラウドサービス利用料等を含む）
	参加募集に係る費用（広告費等）
	実証に係るその他必要経費
その他	旅費・交通費（領収書等を発行可能なもので、かつ旅行目的が採択された事業の目的と合致すると判断できるものに限る）
	弁護士、公認会計士、弁理士等の専門家への謝礼金 （特許及び実用新案の調査・取得に要する費用を除く）
	人件費（ニーズ調査・開発・実証に係るものを含む）
	※申請金額の40%（最大120万円）を上限とする

7. 事業スケジュール

※令和 8 年 7 月 21 日修正

募集期間延長に伴い、以下のスケジュールを変更しました。

変更箇所は赤字で表示しています。

募集開始	令和 8 年 6 月 22 日（月）
事業説明会※ ¹	令和 8 年 7 月 3 日（金） 14：00～15：00
個別説明会※ ²	令和 8 年 7 月 13 日（月）～15（水）
応募締め切り	令和 8 年 7 月 27（月） 31 日（金）
一次審査（書類審査）	令和 8 年 8 月初旬
事前面談（書類審査通過者向け）※ ³	令和 8 年 8 月初旬
二次審査（審査会・プレゼン）	令和 8 年 8 月下旬
経費説明会	令和 8 年 8 月 31 日（月）～9 月 4 日（金）
事業実施・成果報告書の提出	令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月末
成果報告会	令和 9 年 3 月中旬

※1 事業説明会の開催

本事業に関する説明会を開催いたします。下記の URL よりお申込みください。

開催日時：令和 8 年 7 月 3 日（金） 14：00～15：00 **（終了しました）**

開催形態：オンライン（Zoom）

申込 Form：https://deloitte.zoom.us/webinar/register/WN_F7a7vurGQaKX35nlmiLgvQ

※2 個別相談会の開催

事業内容や応募に関する様々な質問・疑問にお答えします。

1 社あたり 60 分の枠を用意します。申し込み Form よりお申し込みください。

開催日時：令和 8 年 7 月 13 日（月）～15（水） **（終了しました）**

開催形態：オンライン（Microsoft Teams）

申込 Form：<https://forms.office.com/e/LGr4B6gyGm>

※3 事前面談の目的

書類審査にて生じた提案内容に関する疑問点について、事務局より事前確認させていただく面談となります。書類審査通過企業様は事前面談の内容を踏まえて、審査会にご参加ください。

8. 応募方法

提出書類

以下から様式をダウンロードの上、ご提出ください。記載方法及び指定ページ数等は、各

様式に記載してあります。

川崎市 HP : <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000187928.html>

万が一、上記サイトにアクセスできないなどの不具合がございましたら、後掲の「12. 問い合わせ先等」に記載の連絡先までご連絡お願い致します。

【提出書類一覧】

資料名	備考
① 参加意向表明	※「提出方法」に記載の参加意向表明申込 Form からご提出してください。
② コスト計算書	モデル開発事業に係る経費詳細
③ 提案事業の詳細	事業応募に係る提案書
④ 誓約書	事業応募資格に関する誓約書
⑤ 納税証明書の写し	直近 3 か月以内に発行した法人市民税（個人事業主の場合は個人市民税）の納税証明書※川崎市のもの
⑥ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	直近 3 か月以内に発行したもの
⑦ 会社概要	パンフレット等、会社の経歴が分かるもの
⑧ 決算関係書類	直前 2 期分の貸借対照表及び損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費※ ※ 開業後 2 期を経っていない場合はご相談ください。

提出期間

令和 8 年 6 月 22 日（月）から 7 月 27 日（月）~~31 日（金）~~まで

提出方法

下記の Form から参加意向表明をご提出いただき、本事業応募受付用メールアドレス宛に提出書類を zip 形式に圧縮して送付してください。お持ち込み、郵送は受け付けません。

参加意向表明申込 Form : <https://forms.office.com/e/G9eCZKtvly>

応募受付用メール : kawasaki-model-support@tohatsu.co.jp

ファイルサイズは 10MB が上限になります。ファイルサイズが 10MB を超える場合は、その旨を事務局問合せ先のメールアドレスまでお知らせください。別途アップロード用 URL をお送りいたします。

なお、書類の到着確認後、事務局から受信確認のメールをお送りいたします。提出後 2 営

業日（平日）が経過しても連絡がない場合には、恐れ入りますが、「12. 問合せ先等」にご連絡ください。

9. モデル事業選定方法

選定方法

一次審査（書面審査）	応募時に提出いただいた審査資料の内容をもとに審査を行います。
二次審査（審査会・プレゼン）	一次審査通過者を対象に、外部専門家を審査員とする審査会を実施します。

評価ポイント

① 人手不足課題の把握	・ 人手不足課題の現状・要因を具体的に把握し、課題を持つ企業等や社会のニーズ・課題を照らし合わせた製品・サービスの設計に反映させているか ・ 事業化後の需要が見込めるか、または社会貢献度が高いと予想されるか ・ 課題を持つ企業等の省力化、自動化、コスト削減など具体的な効果が見込まれるか
② 有効性・先進性のある提案	・ 人手不足の要因に対し、多様な人材活用、共同化・シェアリング、デジタル活用・DX 推進等の観点から、独自性のある具体的な解決策が示されているか ・ 既存業務の延長ではなく、新たな運用方法や連携の仕組み、業務プロセスの変革等を伴う先進的な取組となっているか ・ 他の市内企業にも参考となる有効性、モデル性を有しているか
③ 実現可能性	・ 課題整理から実施、効果検証までの工程、実施体制、役割分担、スケジュールが具体的に示されているか ・ 提案内容の実行に必要な人員、ノウハウ、設備、外部専門家、連携先等が確保されているか、又は見通しがあるか ・ 事業体制を構築できているか。また、実施するためのリソース・スキルが十分か

④ 本事業との適合性	・ 市内企業に対する成果の具体的な還元内容が示されるとともに、市内に横展開することでプロジェクト内に限らない波及効果が期待できるか ・ 本事業終了後の事業継続性や自走可が見込めるか
⑤ 経費の妥当性	・ 申請される経費の配分が適切か ・ 事業費の使途が明確であるか

10. 応募書類の取り扱い

応募書類の取り扱い

- (1) 事業提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書は、本事業における採択候補者の選定以外の目的では使用しません。
- (3) 提出された事業提案書は、選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (4) 事業提案書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 事業提案書の著作権は応募者に帰属します。
- (7) 事業提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。

11. その他

成果の報告及び公表

採択決定後、事業名・代表者、モデル事業の概要を市のHP等にて公表します。

モデル事業の成果については成果報告会での発表、成果報告書でご報告いただきます。この際、本事業の経費を使用して実施した内容については公開いただくことを原則とします（公開する情報の範囲は事務局と調整可能です。）。

12. 問い合わせ先等

問い合わせ先

川崎市中小企業人手不足対策モデル支援事業 事務局

TEL : 044-200-2324

MAIL : kawasaki-model-support@tohatsu.co.jp

受付時間：9 時～17 時（土日祝日及び年末年始を除く）

ホームページ

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000187928.html>

QR コードからもアクセス可能です。

